

清水町選挙啓発サポーター募集要項

1 目的

社会全体として低投票率が課題となっており、本町も例外ではなく、特に20代から40代の働く世代の低投票率が顕著な状況である。有権者の政治参加意識を高め、一人でも多くの人に投票をしてもらうためには、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会のみではなく、様々な角度・分野から政治・選挙に対する意識の向上を図っていくことが必要であると考え、民間企業や団体との連携による選挙啓発の推進を図ることを目的とする。

2 募集内容

(1) 募集概要

本制度は、一人でも多くの有権者の投票参加やきれいな選挙を実現し、有権者の政治参加意識を高めるため、選挙啓発や投票に関する協力を連携して行う法人・団体等を「選挙啓発サポーター」（以下「サポーター」という。）として募集・登録するものである。

(2) 応募資格

- ア 本制度の目的・趣旨に賛同し、町内に本社、支社又は事業所等を置く法人・団体等であること。
- イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした法人・団体等ではないこと。
- ウ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした法人・団体等ではないこと。
- エ 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う法人・団体等ではないこと。

(3) 応募・登録方法

登録を希望する法人等は、別紙「清水町選挙啓発サポーター登録申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより町に提出すること。

なお、募集は随時行うこととし、募集を中止する場合は町ホームページ上で告知するものとする。

応募・ 問合せ	清水町選挙管理委員会事務局（清水町総務課内） メール：shomu@town.shizuoka-shimizu.lg.jp 所在地：〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 電話：055-981-8230
--------------------	--

(4) 登録期間

登録サポーターから登録削除の申し出がない場合は、登録を自動的に継続するものとする。

(5) 登録の抹消

ア 登録サポーターが自ら登録の抹消を申し出た場合

イ 登録サポーターが応募資格を満たさなくなった場合

ウ 登録サポーターが公序良俗、基本姿勢等の本要項の目的・趣旨に反していると認められる場合

3 サポーターの役割

(1) 基本姿勢

サポート活動は、政治的に中立であることを要し、特定の政党や公職の候補者、候補者になろうとする者を支持又は反対する意図をもって行うものではないこととする。また、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する意図をもって行うものではないこととする。

(2) サポート活動

サポート活動は、一人でも多くの有権者の投票参加と明るい選挙の実現につながる活動を主体とし、サポーターが可能な範囲で、以下に例示するような活動をそれぞれ自主的に行うものとする。

なお、活動に必要なポスターや資材等については、希望に応じ、可能な範囲で清水町選挙管理委員会から提供する。その他の活動に要する経費については、各サポーターが負担するものとする。

<サポート活動の例>

選挙がないとき	<ul style="list-style-type: none">・ 法人等の事務所内等への啓発ポスターの掲出・ 法人等の従業員や団体職員等への啓発チラシの配布・ 町が行う啓発イベント等の周知、参加希望者への配慮（有給休暇等）の実施・ 社内研修やイベント時等における選挙出前講座（選挙管理委員会職員による講義や模擬投票の実施等）の受入れの検討・ その他、サポーターが独自に企画・実施する啓発活動
---------	--

選挙 がある とき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等の事務所内等への啓発ポスターの掲出 ・ 法人等の従業員や団体職員等への啓発チラシの配布 ・ 社内放送等による期日前投票のできる期間や投票日、期日前投票所、当日投票所の周知 ・ ノー残業デーにおける期日前投票活用の呼びかけ ・ 投票日当日における勤務時間の配慮 ・ 法人等のホームページやSNSにおける投票日の周知 ・ 町が行う啓発イベント等の周知、参加希望者への配慮（有給休暇等）の実施 ・ その他、サポーターが独自に企画・実施する啓発活動
-----------------	--

(3) 活動内容の報告

清水町選挙管理委員会が年に1回実施する活動実績の照会に回答をお願いする。

4 清水町選挙管理委員会の役割

- (1) 登録サポーターに登録した旨を連絡するとともに、随時選挙情報等を配信する。
- (2) 町主催の啓発事業等を案内する。
- (3) 登録サポーターの名称及び活動実績を町ホームページにて掲載する。
- (4) 登録サポーターの希望に応じ、社内研修やイベント時等における選挙出前講座（模擬投票等）を実施する。
- (5) サポート活動に必要な啓発資材等について、可能な範囲で提供又は貸出を行う。

清水町選挙啓発サポーター登録申込書

申込日

年 月 日

ふりがな				会員数又は従業員数
法人・団体等の名称				人
ふりがな				
代表者名				
所在地	〒			
連絡先	電話		F A X	
	メール			
ホームページURL				
担当者	所属部署			
	役職		氏名	
	メール			
	電話		F A X	
サポート活動内容 (複数選択可)	選挙がないとき	<input type="checkbox"/> 事務所内等への啓発ポスターの掲出 <input type="checkbox"/> 従業員や団体職員等への啓発チラシの配布 <input type="checkbox"/> 町が行う啓発イベント等の周知、参加希望者への配慮の実施 <input type="checkbox"/> 社内研修やイベント時等における選挙出前講座等の受入検討 <input type="checkbox"/> その他、サポーターが独自に企画・実施する啓発活動		
	実施予定とするものの <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。	選挙があるとき	<input type="checkbox"/> 事務所内等への啓発ポスターの掲出 <input type="checkbox"/> 法人等の従業員や団体職員等への啓発チラシの配布 <input type="checkbox"/> 社内放送等による期日前投票の期間や投票日、期日前投票所、当日投票所の周知 <input type="checkbox"/> ノー残業デーにおける期日前投票活用の呼びかけ <input type="checkbox"/> 投票日当日における勤務時間の配慮 <input type="checkbox"/> 法人等のホームページやSNSにおける投票日の周知 <input type="checkbox"/> 町が行う啓発イベント等の周知、参加希望者への配慮の実施 <input type="checkbox"/> その他、サポーターが独自に企画・実施する啓発活動	

※裏面もあります

＜確認事項＞ 以下の事項を確認の上、□にチェックを入れてください。

- 本制度の目的・趣旨に賛同し、募集要項の内容に同意していること。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした法人・団体等ではないこと。
- 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした法人・団体等ではないこと。
- 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う法人・団体等ではないこと。

<p>応募・ 問合せ先</p>	<p>清水町選挙管理委員会事務局（清水町総務課内） メール：shomu@town.shizuoka-shimizu.lg.jp 所在地：〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 電 話：055-981-8230</p>
---------------------	---